

作成書類一覧

特殊輸入割当（特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しようとする場合の申請）に係る水産庁への申請時に作成する書類は表の通りです。次の対象貨物のうち、（４）①委託加工貿易によるものを申請する場合はご注意ください。

- （１）試験研究用及び商品見本に用いる貨物であって転売が行われない貨物
- （２）商品クレーム等に基づく代替貨物
- （３）使用目的達成後、荷送人に積戻す貨物
- （４）その他の特殊事由による貨物

①所有権の移転しない委託加工貿易による貨物

②その他

○：必要 —：不要

	確認申請書 （別紙様式１）※１	使用原料確認票（別紙様式２）※２		商流を示す数量履歴 ※３	
		新規原料を使用する場合	２回目以降の原料を使用する場合	新規原料を使用する場合	２回目以降の原料を使用する場合
（１）～（３）、 （４）②	○（２部）	—	—	—	—
（４）①	○（２部）	○（２部）	○（原本に記入）	○（１部）	—

その他、審査に必要と認められる場合には事情説明書等の作成を求める。

※１「特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しようとする場合の特殊輸入割当申請前の確認申請書」

※２「特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しようとする場合の使用原料確認票」必ず両面設定で印刷すること。

※３様式自由。要すれば本ＨＰ内の様式（Excel ファイル）を使用すること。